

第4章

国民健康保険事業

用語の手引き

1 療養の給付

国保における原則的な給付であり、被保険者の疾病や負傷に対して、診療・薬剤の支給等を療養取扱機関から直接に医療という現物をもって給付することをいいます。

2 療 養 費

療養の給付を行うことが困難な場合や緊急その他やむを得ない事情がある場合等により被保険者が一時療養取扱機関に支払った費用に対して、一部負担金相当分を除いた額を支給するものをいいます。

3 療養諸費

「療養の給付」と「療養費」の合計です。

4 保険給付費

「療養の給付」、「療養費」、「高額療養費」、「出産育児一時金」、「葬祭費」等の全ての給付と「審査支払手数料」の合計です。

5 件 数

診療報酬明細書の枚数、療養費については支給決定された件数です。

6 日 数

診療に要した日数です。

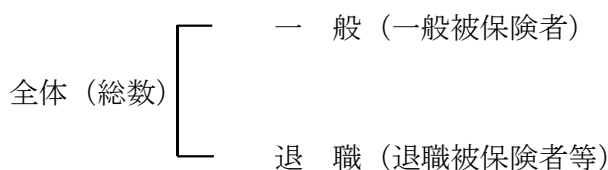
7 費用額

保険給付にかかる全ての金額です。（保険者が支払う額及び被保険者が支払う一部負担金を全て合算した額） 「診療諸費費用額」は、国保における「医療費」を意味します。

8 医療給付費

医療費のうち保険者が負担する定率分と高額療養費の合計です。

9 被保険者の種類と構成



10 診療費

診療（入院、入院外、歯科）に要した費用額であって、「療養の給付」から「調剤」を除いたものです。

11 年度平均被保険者数

3月から翌年2月までの各月末における被保険者の合計を12で除したものです。
(13年度までは4月から3月まで、14年度から変更)

12 医療費諸率（受診率、一件当たり日数、一日当たり診療費を医療費諸率三要素といいます。）

$$\text{受診率} = \text{件数} \div \text{平均被保険者数} \times 100$$

$$\text{一件当たり日数} = \text{日数} \div \text{件数}$$

$$\text{一日当たり診療費} = \text{診療費} \div \text{日数}$$

13 一人当たり費用額（一人当たり診療費）

費用額を平均被保険者数で除したものです。

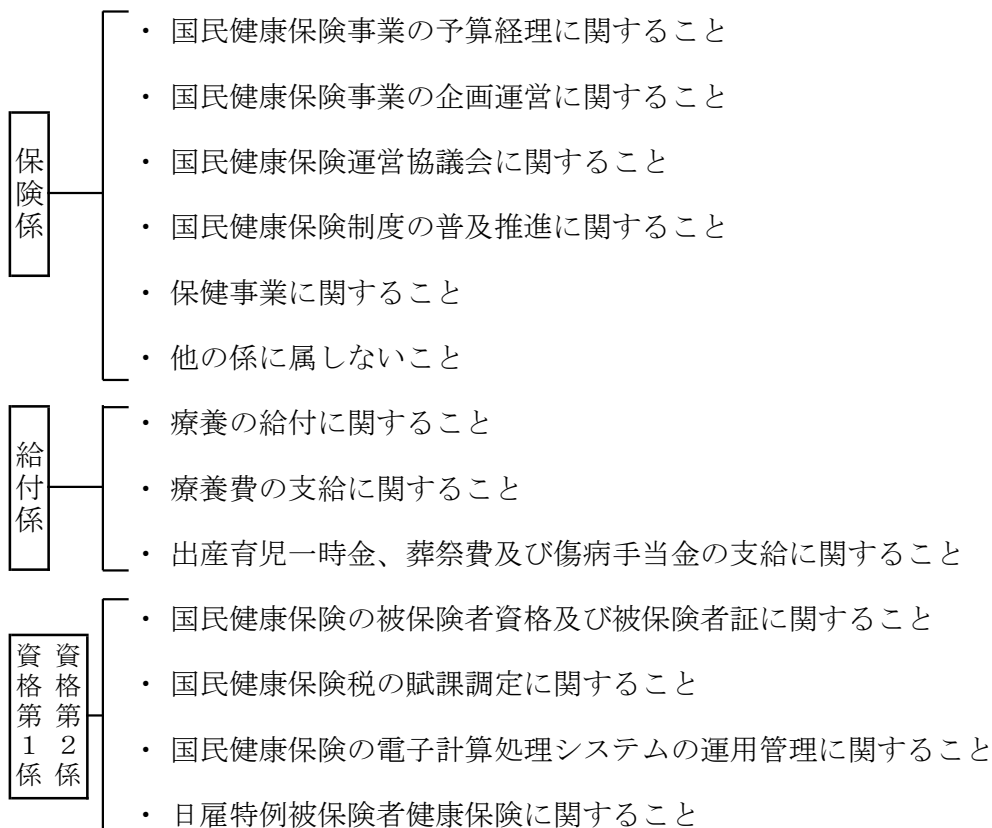
※老人保健法は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に改正されました。老人保健医療給付対象者は後期高齢者医療制度へ移行しました。

また、退職者医療制度については廃止されましたが、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間は経過的に存続します。

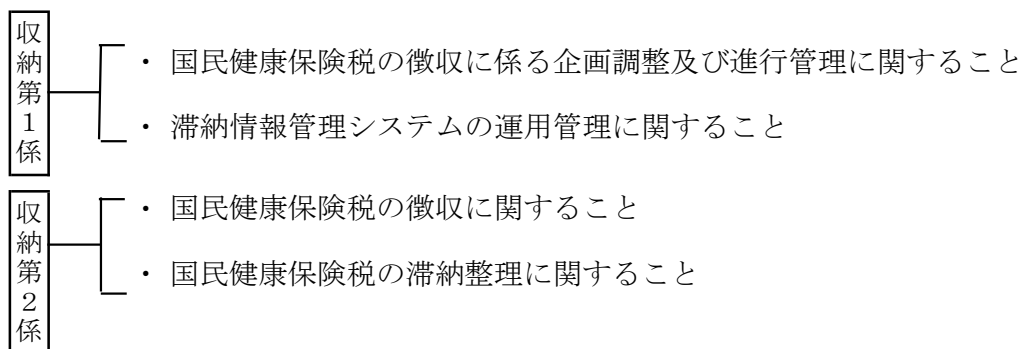
第4章 国民健康保険事業

第1節 事務機構

(1) 国民健康保険課



(2) 国保収納課



(令和5年4月1日現在)

第 2 節 国民健康保険のあゆみ

昭和	1 3. 7	国民健康保険法（旧法）施行 実施主体＝普通国保組合 同種業務の保険組合＝特別国保組合 被保険者：組合員とその家族、原則として任意加入
	1 9. 5	川口市国民健康保険組合の設立
	1 1	同 認可
	2 0. 4	川口市国民健康保険組合の事業開始（組合事業として）
	2 2. 2	直営川口市市民病院開設
	2 6. 2	川口市国民健康保険条例の制定（旧）
	3	同 認可 川口市国保組合事業閉鎖 川口市国民健康保険事業開始（市営事業として）
	3 4. 4	新川口市国民健康保険条例を制定 直営川口市市民総合病院の指定
	4 1. 1	外国人国籍（韓国・北朝鮮）の一部について国保加入ができるようになる
	5 1. 4	国民健康保険保健婦制度の廃止
	6	国民健康保険オンラインシステムの導入
	1 1	国民健康保険相談員制度の発足
	5 3. 4	国民健康保険税所得割課税方式を但し書き課税方式に変更する
	5 6. 8	全外国人に国保加入ができるようになる
	平成	6 1. 4
6 2. 4		保険税限度額の変更（35万円から39万円）
元. 4		保険税限度額の変更（39万円から40万円）
2. 4		保険税限度額の変更（40万円から42万円）
5. 4		保険税限度額の変更（42万円から44万円）
6. 4		保険税率の改定 所得割 6. 6%から7. 2% 均等割 6, 000円から12, 000円 平等割 6, 000円から12, 000円 保険税限度額の変更（44万円から50万円）
6. 5		直営川口市立医療センター開設
8. 4		保険税限度額の変更（50万円から52万円）
9. 4		仮算定による課税方式を止め本算定で一本化とする
1 0. 4		保険税率の改定 所得割 7. 2%から8. 0% 均等割 12, 000円から19, 500円 平等割 12, 000円から19, 500円 賦課限度額の変更（52万円から53万円） 納期を6期から8期とする
1 2. 4		介護保険制度の創設により第2号被保険者（40～64歳までの人）から介護納付金課税額（介護保険分）を国保税に上乗せして賦課する 保険税率 所得割 100分の0. 8 均等割 5, 500円 平等割 5, 500円 賦課限度額 7万円
1 5. 4		高額医療費共同事業制度化
1 7. 1		埼玉県国民健康保険団体連合会に共同電算処理業務委託
1 7. 7	保険税のコンビニ収納開始	

18. 4	<p>保険税率の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 8. 0%から8. 8% 均等割 19, 500円から21, 000円 平等割 19, 500円から21, 000円</p> <p>介護保険に係る税率 所得割 0. 8%から1. 3% 均等割 5, 500円から13, 000円 平等割は廃止 賦課限度額の変更 (7万円から8万円)</p>
18. 10	保険財政共同安定化事業開始
19. 10	被保険者証のカード化開始
20. 4	<p>老人保健制度廃止・後期高齢者医療制度開始 特定健康診査・特定保健指導開始 「川口市国民健康保険特定健康診査等実施計画」策定</p> <p>保険税率の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 8. 8%から6. 3% 均等割 21, 000円から12, 000円 賦課限度額の変更 53万円から41万円</p> <p>保険税の新設 後期高齢者支援に係る税率 所得割 2. 5% 均等割 9, 000円 賦課限度額 12万円</p>
20. 10	保険税の年金からの特別徴収開始
21. 4	<p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 41万円から47万円 介護保険に係る賦課限度額 8万円から9万円</p>
22. 4	<p>健康優良家庭表彰廃止 (～19年度 記念品贈呈 ～21年度 宿泊助成)</p> <p>保険税率の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 6. 3%から6. 5% 均等割 12, 000円から13, 000円 平等割 21, 000円から22, 000円</p> <p>賦課限度額の変更 介護保険に係る賦課限度額 9万円から10万円</p>
22. 12	「埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
23. 4	<p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 47万円から50万円 後期高齢者支援に係る賦課限度額 12万円から13万円</p>
23. 9	国保総合システム稼働 (共同電算システム更新)
23. 10	鳩ヶ谷市を編入合併

24.4	<p>保険税率（賦課方式）の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 6.5%から7.45% 資産割は廃止 均等割 13,000円から28,000円 平等割は廃止</p> <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 50万円から51万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 13万円から14万円 介護保険に係る賦課限度額 10万円から12万円</p> <p>法定軽減割合の変更 ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円以下の世帯 6割から7割 ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円+（24万5千 円×世帯主を除く加入者数と世帯主を除く特 定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 4割から5割 ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円+（35万円× 世帯主（擬制世帯主を除く）を含む加入者数と 特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割（新設）</p>
25.3	「第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
25.4	「川口市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」策定
26.4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円+（24万5千円×国保 加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の 世帯 5割軽減 ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円+（45万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減
27.3	「第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
27.4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円+（26万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円+（47万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減
	<p>賦課限度額の変更 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 14万円から16万円 介護保険に係る賦課限度額 12万円から14万円</p>
28.3	「川口市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定

28.4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（26万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 51万円から52万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 16万円から17万円 介護保険に係る賦課限度額 14万円から16万円</p>
29.4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 52万円から54万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 17万円から19万円</p>
30.3	<p>「川口市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画」策定</p>
30.4	<p>国民健康保険の都道府県化 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担う。</p> <p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（27万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減
31.4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 54万円から58万円</p>

令和	2. 4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(28万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 58万円から61万円</p>
	2. 8	<p>被保険者証兼高齢受給者証の交付の開始(被保険者証と高齢受給者証の一体化)</p>
	3. 4	<p>法定軽減判定基準額の変更 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、一定の給与所得及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+10万円×(給与所得者等^{※1}の数-1) 7割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+28.5万円×(被保険者数^{※2})+10万円×(給与所得者等^{※1}の数-1) 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+52万円×(被保険者数^{※2})+10万円×(給与所得者等^{※1}の数-1) 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 61万円から63万円 介護保険に係る賦課限度額 16万円から17万円</p> <p>多子世帯減免の実施 当該年度において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生年代までの被保険者が3人以上加入している月の3人目以降の均等割額を免除
	4. 4	<p>未就学児にかかる均等割額の軽減の実施 当該年度において、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の納税義務者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就学児1人の均等割額について、その5割を減額 当該未就学児が法定軽減の対象の場合は、法定軽減後の均等割額から更に5割を減額

令和	5. 4	<p>法定軽減の拡大</p> <p>保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+29万円×(被保険者数※2)+10万円×(給与所得者等※1の数-1) 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+53.5万円×(被保険者数※2)+10万円×(給与所得者等※1の数-1) 2割軽減 <p>賦課限度額の変更</p> <p>国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 63万円から65万円</p> <p>後期高齢者支援金に係る賦課限度額 19万円から20万円</p>
----	------	---

※1 給与所得がある者（給与収入が55万円を超える者）および公的年金等の所得がある者（公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者）。「給与所得者等の数-1」が0未満になるときは0。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【医療給付関係の動き】

昭和 26年	一部負担金50%
27	一部負担金49.86%
28	一部負担金49.2%
29	一部負担金50%
34	結核予防法34条該当者の一部負担金免除
35.7	世帯主30：家族50（世帯主の給付を7割に引き上げる）
38.6	世帯主0：家族50（世帯主の10割給付実施）
40.1	世帯主0：家族30（世帯員の給付を7割に引き上げる）
45.4	老人医療制度の実施
48.1 7	老人医療制度の改正（年齢を70歳から68歳に繰り下げ、所得制限の撤廃） 結核予防法35条該当者の一部負担金免除
49.4 7	老人世帯主の給付率引き下げ（10割から7割） 高額療養費制度の実施
50.4	診療報酬を自己審査から国保連合会審査に切り替える
53.4	準世帯主の給付割合を10割から7割に引き下げる
59.4 10	世帯主の給付割合を10割から法定給付の7割に戻す 疾病予防対策事業の開始（人間ドック・歯科検診） 退職者医療制度開始
61.7	助産費を10万円から13万円、葬祭費を5万円から6万円へ引き上げる
平成 4.4	助産費を13万円から24万円へ引き上げる
5.4	葬祭費を6万円から8万円へ引き上げる
6.4	葬祭費を8万円から10万円へ引き上げる
6.10 10	助産費を出産育児一時金と改め、24万円から30万円へ引き上げる 入院時食事療養費を一部自己負担化する
7.7	結核予防法34・35条該当者の一部負担金免除を廃止する
8.9	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
9.9	内服薬及び外用薬の薬剤費について一部自己負担化する
11.7	老人保健の薬剤費一部自己負担を免除する（臨時特例措置）
13.1	老人保健の一部負担金について、原則として医療費の1割負担となる 老人保健薬剤一部自己負担を廃止する 老人保健の高額療養費支給制度を創設する 高額療養費の自己負担の限度額を改定する 海外療養費制度を創設する 入院時食事療養費の自己負担額を改定する

- 14.10 高額療養費の自己負担限度額を改定する
3歳未満の一部負担金の割合が2割となる
70歳以上の一部負担金の割合を原則1割とし、一定以上所得者は2割とする
老人保健制度（老人保健法）の対象年齢が原則として75歳以上となる
（70歳から5年かけて1歳ずつ引き上げ）
- 15.4 退職被保険者の一部負担割合が3割となる
外来に係る薬剤一部負担金を廃止する
高額療養費の自己負担の限度額の計算における加算額の計算方法の変更
- 18.4 入院時食事療養費の自己負担額を改正（1日当り→1食当り）
10 現役並み所得を有する70歳以上の負担割合を改正（2割→3割）
療養病床に入院する高齢者の食費・居住費を改定する
出産育児一時金を30万円から35万円へ引き上げる
- 19.1 葬祭費を10万円から5万円へ引き下げる
4 70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化が開始
出産育児一時金の受取代理制度が開始
- 20.4 70歳以上の一部負担金の割合が原則2割となる（ただし、平成21年3月
までは1割に据え置かれる）
6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合が2割となる
療養病床入院等の食事・居住費を一部負担する年齢が65歳以上となる
高額医療・高額介護合算制度が創設される
歯科ドックの実施を開始（平成19年度までは歯科検診として実施）
- 21.1 産科医療補償制度が適用される場合の出産育児一時金を35万円から38万円
へ引き上げる
4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成22年3月まで延長となる
9 出産育児一時金の受取代理制度を廃止
10 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、出産育
児一時金を42万円（産科医療補償制度の適用がない場合は39万円）へ引き
上げる
出産育児一時金が原則分娩機関からの直接請求となる
- 22.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成23年3月まで延長となる
- 23.4 平成23年4月1日以降の出産についても、出産育児一時金を42万円（産科
医療補償制度の適用がない場合は39万円）とする
国が実施要綱を制定した出産育児一時金の受取代理制度が開始
70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成24年3月まで延長となる
- 24.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成25年3月まで延長となる
- 25.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成26年3月まで延長となる
歯科ドックの受診対象者が市民となり、保健センターで実施
- 26.4 70歳以上の一部負担金1割の据置が段階的に引き上げられる
- 27.1 高額療養費の自己負担限度額を改定する
現状の3区分が細分化され、5区分となる
出産育児一時金を、平成27年1月1日以降の出産で産科医療補償制度の適用
がない場合は、40万4千円へ引き上げる
- 28.4 入院時食事療養費の自己負担分を改定する
- 29.8 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する
- 30.4 入院時食事療養費の自己負担分を改定する
- 30.8 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する
現状の4区分が細分化され、6区分となる

- 令和 2. 4 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度を創設する
(令和2年1月1日から適用)
4. 1 出産育児一時金を、令和4年1月1日以降の出産で産科医療補償制度の適用
がない場合は、40万8千円へ引き上げる
5. 4 令和5年4月1日以降の出産について、出産育児一時金を50万円(産科医
療補償制度の適用がない場合は48万8千円)へ引き上げる

第3節 被保険者の状況

1 国民健康保険加入割合の推移

令和4年度の国保加入割合は約19.5%で、過去4年間では約3.5ポイントの減少となっています。

(各年度3月31日現在)

	全市の世帯数及び人口		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者	世帯	被保険者
平成30年度	286,887	604,675	90,026 (38,276)	138,755 (45,476)	31.38%	22.95%
令和元年度	292,000	608,390	88,233 (37,004)	133,414 (43,692)	30.22%	21.93%
令和2年度	295,489	607,750	87,042 (36,846)	129,971 (43,297)	29.46%	21.39%
令和3年度	296,539	605,067	84,473 (36,369)	124,573 (42,575)	28.49%	20.59%
令和4年度	299,580	604,894	81,039 (35,427)	117,837 (41,269)	27.05%	19.48%

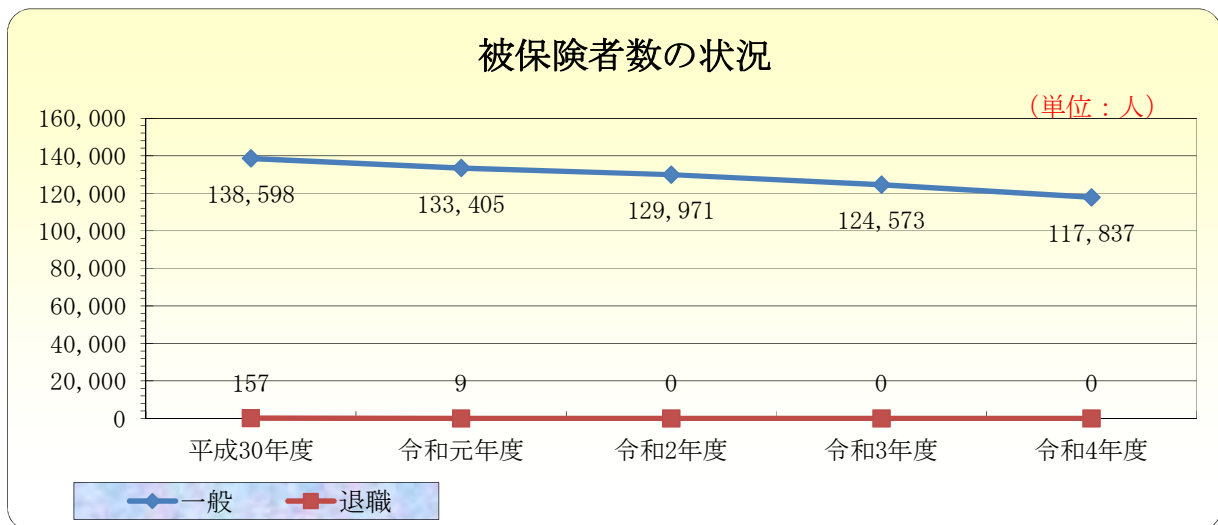
※ () 内の数字は、介護保険第2号被保険者数及び世帯数を再掲したものの

2 被保険者の内訳

令和4年度の構成比は一般100%、退職者0%です。

(各年度3月31日現在)

	一般		退職		計	
	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比
平成30年度	138,598	99.89%	157	0.11%	138,755	100%
令和元年度	133,405	99.99%	9	0.01%	133,414	100%
令和2年度	129,971	100.00%	0	0.00%	129,971	100%
令和3年度	124,573	100.00%	0	0.00%	124,573	100%
令和4年度	117,837	100.00%	0	0.00%	117,837	100%



3 外国人世帯・被保険者数の推移（再掲）

全市外国人の約38%が国保に加入しています。

（各年度3月31日現在）

	全市外国人		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者	世帯	被保険者
平成30年度	23,891	36,449	12,815	18,498	53.64%	50.75%
令和元年度	25,717	39,232	13,149	18,722	51.13%	47.72%
令和2年度	25,935	38,993	12,612	17,659	48.63%	45.29%
令和3年度	24,787	37,970	11,495	15,990	46.38%	42.11%
令和4年度	26,052	40,124	10,897	15,415	41.83%	38.42%

4 事由別被保険者異動状況

令和4年度末では社会保険加入などの脱退により、6,736人の減となりました。

（1）国民健康保険加入

（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
転入	11,197	11,059	8,726	7,805	9,365
社保離脱	16,360	16,785	17,681	16,856	17,192
生保廃止	309	315	242	245	223
出生	788	701	607	580	495
後期離脱	0	5	4	3	2
その他	1,290	1,433	1,844	1,159	1,174
合計	29,944	30,298	29,104	26,648	28,451

（2）国民健康保険脱退

（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
転出	8,380	8,490	7,992	7,658	7,759
社保加入	17,828	18,196	15,977	15,756	17,469
生保開始	638	748	673	678	715
死亡	888	811	897	885	857
後期加入	5,530	4,792	3,908	4,924	6,276
その他	2,448	2,605	3,100	2,145	2,111
合計	35,712	35,642	32,547	32,046	35,187
差引増減	-5,768	-5,344	-3,443	-5,398	-6,736

第 4 節 財政状況

1 令和5年度予算

保険税収入では、前年度予算に比較して0.47%の減、県支出金で1.65%の増、全体で0.70%の増となっています。

(1) 歳入

(単位:千円)

		令和5年度当初予算額		予算額対前年度比	令和4年度当初予算額	
		予算額	構成比			
保 險 者 等 税	一 般 被 保 險 者	現年課税分(医療分)	8,120,807	14.67 %	102.64 %	7,911,643
		現年課税分(後期高齢分)	2,602,239	4.70 %	100.61 %	2,586,446
		現年課税分(介護分)	830,308	1.50 %	102.59 %	809,361
		滞納繰越分(医療分)	444,119	0.80 %	72.23 %	614,872
		滞納繰越分(後期高齢分)	189,945	0.34 %	68.66 %	276,640
		滞納繰越分(介護分)	65,732	0.12 %	59.00 %	111,417
		計	12,253,150	22.14 %	99.54 %	12,310,379
	退 職 被 保 險 者 等	現年課税分(医療分)	0	0.00 %	- %	0
		現年課税分(後期高齢分)	0	0.00 %	- %	0
		現年課税分(介護分)	0	0.00 %	- %	0
		滞納繰越分(医療分)	448	0.00 %	45.12 %	993
		滞納繰越分(後期高齢分)	148	0.00 %	37.47 %	395
		滞納繰越分(介護分)	103	0.00 %	45.18 %	228
計	699	0.00 %	43.25 %	1,616		
保 險 税 の 計		12,253,849	22.14 %	99.53 %	12,311,995	
国 庫 支 出 金	災 害 臨 時 特 例 補 助 金	217	0.00 %	124.71 %	174	
	予防疫種効果測定データ収集等事業補助金	27,194	0.05 %	107.23 %	25,360	
	国 庫 支 出 金 の 計	27,411	0.05 %	107.35 %	25,534	
県 支 出 金	県 補 助 金	37,739,227	68.20 %	101.65 %	37,125,461	
	県 支 出 金 の 計	37,739,227	68.20 %	101.65 %	37,125,461	
繰 入 金	一 般 会 計	保 險 基 盤 安 定 繰 入 金	2,178,531	3.94 %	99.86 %	2,181,661
		未就学児均等割保険税繰入金	47,199	0.09 %	63.94 %	73,817
		職員給与費等繰入金	1,477,960	2.67 %	100.97 %	1,463,797
		出産育児一時金等繰入金	168,000	0.30 %	96.77 %	173,600
		財政安定化支援事業繰入金	1	0.00 %	100.00 %	1
		その他一般会計繰入金	895,496	1.62 %	87.67 %	1,021,382
		計	4,767,187	8.61 %	97.01 %	4,914,258
繰 越 金		1	0.00 %	100.00 %	1	
諸 収 入		551,325	1.00 %	95.41 %	577,851	
歳 入 合 計		55,339,000	100.00 %	100.70 %	54,955,100	

※千円未満の端数は四捨五入。

(2) 歳出

(単位:千円)

		令和5年度当初予算額		予算額対前年度比	令和4年度当初予算額	
		予算額	構成比			
総務費		924,706	1.67 %	98.97 %	934,307	
保 險 給 付 費	療 養 諸 費	一般被保険者療養給付費	31,608,660	57.12 %	101.30 %	31,202,577
		退職被保険者等療養給付費	100	0.00 %	100.00 %	100
		一般被保険者療養費	496,521	0.90 %	104.76 %	473,950
		退職被保険者等療養費	50	0.00 %	100.00 %	50
		審査支払手数料	76,758	0.14 %	98.79 %	77,700
		計	32,182,089	58.15 %	101.35 %	31,754,377
	高 額 療 養 費	一般被保険者	4,793,511	8.66 %	102.95 %	4,656,305
		退職被保険者等	100	0.00 %	100.00 %	100
		一般被保険者(高額介護合算)	8,970	0.02 %	112.13 %	8,000
		退職被保険者等(高額介護合算)	30	0.00 %	60.00 %	50
		計	4,802,611	8.68 %	102.96 %	4,664,455
	移 送 費	一般被保険者	150	0.00 %	100.00 %	150
		退職被保険者等	50	0.00 %	100.00 %	50
		計	200	0.00 %	100.00 %	200
	出 産 育 児 諸 費	出産育児一時金	252,000	0.46 %	96.77 %	260,400
		支払手数料	103	0.00 %	84.43 %	122
		計	252,103	0.46 %	96.77 %	260,522
	葬祭費		42,000	0.08 %	90.32 %	46,500
	傷病手当金		14,200	0.03 %	364.10 %	3,900
保険給付費の計		37,293,203	67.40 %	101.53 %	36,729,954	
事 業 民 健 康 保 険 金	医療給付費分	10,481,580	18.95 %	95.27 %	11,002,081	
	後期高齢者支援金等分	4,103,600	7.42 %	109.86 %	3,735,407	
	介護納付金分	1,696,792	3.07 %	97.56 %	1,739,185	
	計	16,281,972	29.43 %	98.82 %	16,476,673	
共同事業拠出金		5	0.00 %	100.00 %	5	
保 健 事 業 費	保健事業費	229,937	0.42 %	95.83 %	239,934	
	特定健康診査等事業費	469,577	0.85 %	108.04 %	434,627	
	計	699,514	1.26 %	103.70 %	674,561	
諸支出金		114,600	0.21 %	100.00 %	114,600	
予備費		25,000	0.05 %	100.00 %	25,000	
歳出合計		55,339,000	100.00 %	100.70 %	54,955,100	

※千円未満の端数は四捨五入

2 年度別決算状況

(1) 歳入

(単位:千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保 險 税	一般被保険者分	14,615,102	14,158,918	13,436,491	13,055,543	12,881,146
	退職被保険者等分	70,776	20,011	5,779	3,093	2,235
	計	14,685,878	14,178,929	13,442,270	13,058,637	12,883,381
使用料及び手数料		1	0	0	0	0
国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金	0	-	-	-	-
	財政調整交付金	0	-	-	-	-
	災害臨時特例補助金	-	283	174	217	243
	予防接種効果測定データ 収集等事業補助金	-	60,963	20,312	62,281	24,277
	災害等臨時特例補助金	-	-	162,903	69,965	-
	その他補助金	1,066	2,580	9,914	-	147
	計	1,066	63,826	193,303	132,463	24,667
療養給付費等交付金		0	-	-	-	-
前期高齢者交付金		0	-	-	-	-
県 支 出 金	保険給付費等交付金(普通交付金)	36,231,590	36,171,482	34,097,195	35,662,879	34,802,867
	保険給付費等交付金(特別交付金)	630,515	649,159	758,924	856,336	734,274
	計	36,862,105	36,820,641	34,856,119	36,519,215	35,537,141
共同事業交付金		0	-	-	-	-
財産収入		0	-	-	-	-
繰 入 金	保険基盤安定繰入金	2,252,321	2,210,004	2,168,690	2,181,660	2,178,531
	未就学児均等割保険税繰入金	-	-	-	-	47,199
	職員給与費等繰入金	1,196,449	1,263,056	1,212,926	1,278,184	1,259,599
	出産育児一時金等繰入金	228,331	194,382	168,549	153,851	134,550
	財政安定化支援事業繰入金	0	0	0	0	0
	その他繰入金	1,026,221	157,737	0	0	154,670
	計	4,703,322	3,825,179	3,550,165	3,613,696	3,774,548
	基金繰入金	0	-	-	-	-
繰入金の計		4,703,322	3,825,179	3,550,165	3,613,696	3,774,548
繰越金		1,138	0	0	752,236	509,128
諸収入		574,924	763,962	588,731	578,633	406,717
合計		56,828,434	55,652,537	52,630,588	54,654,879	53,135,582

※千円未満の端数は四捨五入

(2) 歳出

(単位:千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
総務費		791,049	851,123	879,275	955,680	831,752				
保 險 給 付 費	療 養 諸 費	一般被保険者療養給付費	30,855,050	30,985,403	29,062,331	30,509,711	29,749,457			
		退職被保険者等療養給付費	113,001	20,158	121	20	0			
		一般被保険者療養費	529,901	493,019	417,160	431,930	421,763			
		退職被保険者等療養費	1,558	448	17	0	0			
		審査支払手数料	81,901	48,911	69,045	72,391	71,372			
		計	31,581,411	31,547,939	29,548,674	31,014,052	30,242,592			
	高 額 療 養 費	一般被保険者	4,470,432	4,591,532	4,487,934	4,619,519	4,430,246			
		退職被保険者等	18,445	3,624	40	0	0			
		一般被保険者(合算)	1,737	6,523	5,899	6,893	6,591			
		退職被保険者等(合算)	76	59	20	17	0			
		計	4,490,690	4,601,738	4,493,893	4,626,430	4,436,837			
	移 送 費	一般被保険者	0	0	0	0	0			
		退職被保険者等	0	0	0	0	0			
		計	0	0	0	0	0			
	出 産 諸 費	出産育児一時金	342,497	291,573	252,823	230,777	201,825			
		支払手数料	149	126	117	105	93			
		計	342,646	291,699	252,940	230,882	201,918			
	葬	祭	費	38,050	34,850	38,700	38,750	36,800		
	傷	病	手	当	金	-	-	2,794	5,084	11,069
	保険給付費の計		36,452,797	36,476,226	34,337,001	35,915,198	34,929,215			
国民健康保険事業費納付金		180,453,57	17,397,437	15,953,015	16,417,164	16,476,672				
共同事業拠出金		6	6	5	1	1				
保健事業費		536,623	606,599	480,960	592,578	561,451				
諸支出金		1,002,602	321,146	228,096	265,130	336,491				
予備費		0	0	0	0	0				
前年度繰上充用金		0	0	0	0	0				
歳出合計		56,828,434	55,652,537	51,878,352	54,145,751	53,135,582				

歳入歳出差引残	△ 1,175,897	△ 3,021,949	752,236	509,128	0
---------	-------------	-------------	---------	---------	---

保険給付費支払基金年度末保有額	0	0	0	0	0
-----------------	---	---	---	---	---

※千円未満の端数は四捨五入

第 5 節 保 険 給 付

1 保 険 給 付 の 種 類 と 内 容

○ 療養の給付

一般被保険者及び退職被保険者	7割給付
70歳以上一般	8割給付
70歳以上一定以上所得者	7割給付
6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	8割給付

平成14年10月の医療制度改正により、8割給付であった退職被保険者が従来の一般被保険者と同様の7割給付となりました。

また、70歳以上一般、70歳以上一定以上所得者及び、3歳未満については、それぞれ割合区分が新設されました。

平成18年6月の国民健康保険法の改正では、70歳以上一定以上所得者の給付割合が8割から7割となりました（平成18年10月から）。

また、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの給付割合が8割になりました（平成20年4月から）。

さらに、70歳以上一般の給付割合9割の据え置きが平成20年4月から延長されていましたが、特例措置の見直しにより、平成26年4月2日以降に70歳になるかたの給付割合が8割となり、70歳以上一般の給付割合は段階的に引き上げられることとなりました。

○ 入院時食事代の自己負担について

一 般 加 入 者		1食	460円（※）
市民税非課税世帯及び 低所得者Ⅱに該当するかた	過去1年間の入院が90日以内	1食	210円
	過去1年間の入院が91日以上	1食	160円
低所得者Ⅰに該当するかた		1食	100円

※指定難病のかた等は260円です。

低所得者Ⅰとは 国保加入者全員と世帯主が市民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の70歳以上の人

低所得者Ⅱとは 国保加入者全員と世帯主が市民税非課税である世帯の70歳以上の人

- 療養費 次のような理由で医者にかかり、医療費を全額自己負担した場合、申請により審査し、決定した額のうち、給付割合に応じた額を支給します。
- ・ 緊急その他やむをえない事情で保険証を持たずに治療を受けたり、国保を取り扱っていない病院で受診したとき。
 - ・ 医師の指示で、あんま、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき。
 - ・ 療養の給付を受けられない輸血のための生血代。
 - ・ コルセット、ギプスなどの治療用補装具代（医師が必要と認めたとき）。

- 高額療養費 医療費が高額となった時、次の場合に支給します。

1カ月の自己負担額が次の額を超えた分について支給

◎70歳未満のかた

所得区分		限度額(3回目まで)	限度額 (4回目以降)
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

◎70歳～74歳のかた

所得区分		外来(個人単位) の限度額	外来+入院(世帯単位) の限度額
現役並み 所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% 【多数回140,100円】※	57,600円 【多数回44,400円】※
	Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% 【多数回93,000円】※	
	Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 【多数回44,400円】※	
一般		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回44,400円】※
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			15,000円

※ 4回目以降の限度額

- 移送費 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送されたとき、保険者が必要と認めた場合に支給します。
- 出産育児一時金

出産日	産科医療補償制度	
	登録なし	登録あり
～R3年12月	404,000円	420,000円
R4年1月～R5年3月	408,000円	
R5年4月～	488,000円	500,000円

- 葬祭費 1件 50,000円

2 療養給付・療養費の支払方法

- 療養の給付費審査支払、療養費審査を埼玉県国民健康保険団体連合会へ委託しています。
診療報酬(療養費を含む)審査支払手数料 1件37.8円
- 療養費は被保険者が診療を受けた医師から医療費全額支払の領収書と診療報酬明細書の交付を受け、それを添えて保険者に申請します。保険者は審査委員会の審査を経て支給します。

3 医療費について

※療養給付費(現物)は、3月～2月診療分、療養費は4月～3月支給決定分で算出。

(1) 医療費総額の動向

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
平成30年度	42,940,298,637 -4.24%	164,371,972 -62.45%	43,104,670,609 -4.80%
令和元年度	42,821,237,758 -0.28%	28,134,225 -82.88%	42,849,371,983 -0.59%
令和2年度	40,169,323,987 -6.19%	196,948 -99.30%	40,169,520,935 -6.25%
令和3年度	42,021,183,998 4.61%	-14,540 -107.38%	42,021,169,458 4.61%
令和4年度	41,058,845,152 -2.29%	-3,630 -75.03%	41,058,841,522 -2.29%

※下段は対前年度伸び率(%)

(2) 一人当たりの医療費の推移

(医療費÷平均被保険者数＝一人当たり医療費)

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
平成30年度	301,888 -0.42%	404,857 3.04%	302,181 -0.54%
令和元年度	314,164 4.07%	360,695 -10.91%	314,191 3.97%
令和2年度	304,424 -3.10%	196,948 -45.40%	304,423 -3.11%
令和3年度	328,956 8.06%	- -	328,956 8.06%
令和4年度	336,366 2.25%	- -	336,366 2.25%

※下段は対前年度伸び率(%)

(3) 川口市と全国医療制度別における一人当たり医療費の伸び率の比較(対前年度比)

(単位：%)

	川口市の国保	平 均			計
	一般+退職	75歳未満		75歳以上	
		被用者保険	国保(一般+退職)		
平成30年度	-0.5	1.3	1.3	-0.3	1.0
令和元年度	4.0	2.6	3.0	1.3	2.6
令和2年度	-3.1	-3.6	-1.7	-3.3	-2.9
令和3年度	8.1	8.8	5.8	2.0	5.0

※出典 厚生労働省「令和3年度医療費の動向」表2-2から

(4) 受診率の推移

(診療件数<入院・入院外・歯科>÷平均被保険者数×100)

(単位：%)

	一般	退職	合計
平成30年度	923.43	1,236.95	924.32
令和元年度	929.30	1,287.18	929.51
令和2年度	833.17	1,600.00	833.17
令和3年度	910.00	-	910.00
令和4年度	935.54	-	935.54

(5) 一件当たり日数の推移 (日数÷件数)

(単位：日)

	一般	退職	合計
平成30年度	1.82	1.89	1.82
令和元年度	1.81	1.70	1.81
令和2年度	1.81	1.06	1.81
令和3年度	1.77	-	1.77
令和4年度	1.76	-	1.76

(6) 一日当たり診療費の推移 (診療費÷日数)

(単位：円)

	一般	退職	合計
平成30年度	14,035	13,599	14,033
令和元年度	14,701	13,100	14,700
令和2年度	15,890	5,361	15,890
令和3年度	16,082	-	16,082
令和4年度	16,106	-	16,106

第 6 節 保健事業

1 医療費通知実施状況

被保険者の健康に対する認識を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的に医療費通知を実施しています。

年度	通知件数
H30	374,876件
R1	369,917件
R2	339,276件
R3	342,039件
R4	338,774件

○ 通知回数 年6回

○ 通知項目

受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称

入院・外来等の区分、受診日数

医療費の額、窓口等での支払い額

※令和元年度は掲載診療月の変更により13か月分

2 人間ドック検診料助成事業

疾病の早期発見、健康の保持増進に資することを目的に、人間ドック検診料の助成を行っています。

人間ドック検診

年度	助成件数	受診率	助成額
H30	9,158件	8.53%	213,818,813円
R1	8,834件	8.54%	209,505,392円
R2	6,469件	6.34%	153,462,111円
R3	7,032件	7.11%	167,814,878円
R4	7,438件	7.95%	175,600,843円

○ 30歳以上の国保加入者が指定医療機関において検診を受けた場合に助成

○ 検診の費用額（消費税10%含む）
最大32,472円

（うち国保の助成額 25,872円以内）

（令和4年度）

3 特定健康診査・特定保健指導

(1) 特定健康診査

ア 対象

40歳以上の川口市国保加入者（1年度内1回）

イ 健診実施機関

川口市医師会を委託取りまとめ先として、所属する医療機関のうち、特定健康診査の実施を申し出た機関

ウ 自己負担

0円（令和3年度より）

エ 追加検査

胸部レントゲン検査は令和2年度より市肺がん・結核検診に統一

オ 独自健診項目

国の定めた基本健診項目以外に、全員実施項目として、貧血、心電図検査、尿酸、クレアチニン・e-GFR値、尿潜血を追加しています。

カ 受診者数・健診委託料

年度	受診者数	健診委託料
H30	20,829人	236,610,953円
R1	20,289人	237,314,578円
R2	17,176人	196,060,472円
R3	20,574人	244,999,463円
R4	19,763人	237,503,954円

※年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

(2) 特定保健指導

ア 対象

特定健康診査の受診者のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者とその予備群（服薬・治療中のものを除く）

イ 支援内容

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、保健師・管理栄養士などの有資格者により、生活習慣の見直し及び健康に関するセルフケアの実現に向けた支援を行います。

（ア）積極的支援・・・初回面談ののち、3カ月以上の継続的な支援と終了後の評価を行います

（イ）動機付け支援・・・初回面談と3カ月後の評価を行います

ウ 自己負担

なし

エ 利用者数・保健指導委託料

年度	利用者数	保健指導委託料
H30	1,215人	11,119,572円
R1	1,222人	11,969,356円
R2	1,007人	11,341,660円
R3	1,336人	15,085,070円
R4	1,404人	14,516,111円

※年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

（令和元年度以前は支出額のみ決算額を記載）

第 7 節 保険税の状況

1 保険税率及び賦課割合等の推移

(1) 医療分

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)
所得割	税率	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100
	算定割合	68.39%	68.67%	68.53%	67.94%	70.20%	68.52%
均等割	税率	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円
	算定割合	31.61%	31.33%	31.47%	32.06%	29.80%	31.48%
賦課割合	応能	63.81%	64.38%	65.16%	64.94%	66.12%	64.34%
	応益	36.19%	35.62%	34.84%	35.06%	33.88%	35.66%
賦課限度額		540,000円	580,000円	610,000円	630,000円	630,000円	650,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

(2) 介護分

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)
所得割	税率	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100
	算定割合	52.25%	51.90%	51.54%	50.39%	53.50%	50.49%
均等割	税率	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円
	算定割合	47.75%	48.10%	48.46%	49.61%	46.50%	49.51%
賦課割合	応能	49.13%	49.17%	49.01%	48.50%	50.09%	47.15%
	応益	50.87%	50.83%	50.99%	51.50%	49.91%	52.85%
賦課限度額		160,000円	160,000円	160,000円	170,000円	170,000円	170,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

※ 賦課割合は医療分、介護分、後期分共に一般被保険者分現年課税分のみ計上

(3) 後期分

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)
所得割	税率	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100
	算定割合	69.32%	69.58%	69.45%	68.87%	71.10%	69.44%
均等割	税率	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	算定割合	30.68%	30.42%	30.55%	31.13%	28.90%	30.56%
賦課割合	応能	64.99%	65.30%	65.92%	65.60%	66.69%	65.04%
	応益	35.01%	34.70%	34.08%	34.40%	33.31%	34.96%
賦課限度額		190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	200,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

なお、後期高齢者医療制度の創設により次の減額措置がとられます。

- ①軽減を受けている世帯について、以前と同様の軽減が受けられるよう、国保から後期高齢者医療制度に移行した人の所得や人数を含めて軽減の判定をします。
- ②後期高齢者医療制度の創設により、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった、旧被扶養者に係る所得割について、当分の間賦課しません。
- ③旧被扶養者に係る被保険者均等割を2年間半額とします。

2 調定額及び収入済額の推移（還付未済控除前（収入済額＝決算額））

（還付未済控除前）（単位：円）

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
30 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,940,227,061	8,744,544,195	7,263,418	1,188,419,448	87.97%
		滞納繰越分	7,215,032,497	1,497,564,307	1,058,943,463	4,658,524,727	20.76%
		計	17,155,259,558	10,242,108,502	1,066,206,881	5,846,944,175	59.70%
	退 職 者 等	現年課税分	24,779,267	24,362,229	0	417,038	98.32%
		滞納繰越分	83,028,991	22,489,214	13,608,244	46,931,533	27.09%
		計	107,808,258	46,851,443	13,608,244	47,348,571	43.46%
	計	現年課税分	9,965,006,328	8,768,906,424	7,263,418	1,188,836,486	88.00%
		滞納繰越分	7,298,061,488	1,520,053,521	1,072,551,707	4,705,456,260	20.83%
		計	17,263,067,816	10,288,959,945	1,079,815,125	5,894,292,746	59.60%
30 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	1,051,943,616	905,886,187	675,140	145,382,289	86.12%
		滞納繰越分	840,019,146	168,824,817	126,530,298	544,664,031	20.10%
		計	1,891,962,762	1,074,711,004	127,205,438	690,046,320	56.80%
	退 職 者 等	現年課税分	5,884,684	5,852,992	0	31,692	99.46%
		滞納繰越分	23,663,956	6,089,142	3,528,602	14,046,212	25.73%
		計	29,548,640	11,942,134	3,528,602	14,077,904	40.42%
	計	現年課税分	1,057,828,300	911,739,179	675,140	145,413,981	86.19%
		滞納繰越分	863,683,102	174,913,959	130,058,900	558,710,243	20.25%
		計	1,921,511,402	1,086,653,138	130,734,040	704,124,224	56.55%
30 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,311,186,670	2,906,470,105	2,383,342	402,333,223	87.78%
		滞納繰越分	1,887,638,630	391,812,850	323,170,828	1,172,654,952	20.76%
		計	5,198,825,300	3,298,282,955	325,554,170	1,574,988,175	63.44%
	退 職 者 等	現年課税分	8,257,802	8,119,784	0	138,018	98.33%
		滞納繰越分	14,780,672	3,862,111	4,477,940	6,440,621	26.13%
		計	23,038,474	11,981,895	4,477,940	6,578,639	52.01%
	計	現年課税分	3,319,444,472	2,914,589,889	2,383,342	402,471,241	87.80%
		滞納繰越分	1,902,419,302	395,674,961	327,648,768	1,179,095,573	20.80%
		計	5,221,863,774	3,310,264,850	330,032,110	1,581,566,814	63.39%
30 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	14,303,357,347	12,556,900,487	10,321,900	1,736,134,960	87.79%
		滞納繰越分	9,942,690,273	2,058,201,974	1,508,644,589	6,375,843,710	20.70%
		計	24,246,047,620	14,615,102,461	1,518,966,489	8,111,978,670	60.28%
	退 職 者 等	現年課税分	38,921,753	38,335,005	0	586,748	98.49%
		滞納繰越分	121,473,619	32,440,467	21,614,786	67,418,366	26.71%
		計	160,395,372	70,775,472	21,614,786	68,005,114	44.13%
	計	現年課税分	14,342,279,100	12,595,235,492	10,321,900	1,736,721,708	87.82%
		滞納繰越分	10,064,163,892	2,090,642,441	1,530,259,375	6,443,262,076	20.77%
		計	24,406,442,992	14,685,877,933	1,540,581,275	8,179,983,784	60.17%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
元 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,639,113,959	8,553,945,640	9,241,173	1,075,927,146	88.74%
		滞納繰越分	4,975,351,735	1,272,942,325	789,526,562	2,912,882,848	25.58%
		計	14,614,465,694	9,826,887,965	798,767,735	3,988,809,994	67.24%
	退 職 者 等	現年課税分	3,218,392	3,147,961	0	70,431	97.81%
		滞納繰越分	28,826,339	9,572,628	5,502,826	13,750,885	33.21%
		計	32,044,731	12,720,589	5,502,826	13,821,316	39.70%
	計	現年課税分	9,642,332,351	8,557,093,601	9,241,173	1,075,997,577	88.75%
		滞納繰越分	5,004,178,074	1,282,514,953	795,029,388	2,926,633,733	25.63%
		計	14,646,510,425	9,839,608,554	804,270,561	4,002,631,310	67.18%
元 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	1,005,399,313	879,195,787	319,172	125,884,354	87.45%
		滞納繰越分	693,970,575	173,220,314	101,570,848	419,179,413	24.96%
		計	1,699,369,888	1,052,416,101	101,890,020	545,063,767	61.93%
	退 職 者 等	現年課税分	821,087	803,326	0	17,761	97.84%
		滞納繰越分	7,110,669	2,375,717	1,471,430	3,263,522	33.41%
		計	7,931,756	3,179,043	1,471,430	3,281,283	40.08%
	計	現年課税分	1,006,220,400	879,999,113	319,172	125,902,115	87.46%
		滞納繰越分	701,081,244	175,596,031	103,042,278	422,442,935	25.05%
		計	1,707,301,644	1,055,595,144	103,361,450	548,345,050	61.83%
元 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,185,648,223	2,820,122,518	3,029,155	362,496,550	88.53%
		滞納繰越分	1,774,812,393	459,492,027	258,846,933	1,056,473,433	25.89%
		計	4,960,460,616	3,279,614,545	261,876,088	1,418,969,983	66.12%
	退 職 者 等	現年課税分	1,058,026	1,035,115	0	22,911	97.83%
		滞納繰越分	9,219,354	3,076,100	1,815,543	4,327,711	33.37%
		計	10,277,380	4,111,215	1,815,543	4,350,622	40.00%
	計	現年課税分	3,186,706,249	2,821,157,633	3,029,155	362,519,461	88.53%
		滞納繰越分	1,784,031,747	462,568,127	260,662,476	1,060,801,144	25.93%
		計	4,970,737,996	3,283,725,760	263,691,631	1,423,320,605	66.06%
元 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,830,161,495	12,253,263,945	12,589,500	1,564,308,050	88.60%
		滞納繰越分	7,444,134,703	1,905,654,666	1,149,944,343	4,388,535,694	25.60%
		計	21,274,296,198	14,158,918,611	1,162,533,843	5,952,843,744	66.55%
	退 職 者 等	現年課税分	5,097,505	4,986,402	0	111,103	97.82%
		滞納繰越分	45,156,362	15,024,445	8,789,799	21,342,118	33.27%
		計	50,253,867	20,010,847	8,789,799	21,453,221	39.82%
	計	現年課税分	13,835,259,000	12,258,250,347	12,589,500	1,564,419,153	88.60%
		滞納繰越分	7,489,291,065	1,920,679,111	1,158,734,142	4,409,877,812	25.65%
		計	21,324,550,065	14,178,929,458	1,171,323,642	5,974,296,965	66.49%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
2 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,415,493,655	8,472,282,515	10,719,524	932,491,616	89.98%
		滞納繰越分	3,867,429,428	898,345,808	674,104,700	2,294,978,920	23.23%
		計	13,282,923,083	9,370,628,323	684,824,224	3,227,470,536	70.55%
	退 職 者 等	現年課税分	7,000	7,000	0	0	100.00%
		滞納繰越分	14,257,701	3,684,835	3,532,466	7,040,400	25.84%
		計	14,264,701	3,691,835	3,532,466	7,040,400	25.88%
	計	現年課税分	9,415,500,655	8,472,289,515	10,719,524	932,491,616	89.98%
		滞納繰越分	3,881,687,129	902,030,643	677,637,166	2,302,019,320	23.24%
		計	13,297,187,784	9,374,320,158	688,356,690	3,234,510,936	70.50%
2 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	964,546,968	850,925,387	600,857	113,020,724	88.22%
		滞納繰越分	553,681,165	129,591,117	83,809,620	340,280,428	23.41%
		計	1,518,228,133	980,516,504	84,410,477	453,301,152	64.58%
	退 職 者 等	現年課税分	3,033	3,033	0	0	100.00%
		滞納繰越分	3,094,662	828,721	908,427	1,357,514	26.78%
		計	3,097,695	831,754	908,427	1,357,514	26.85%
	計	現年課税分	964,550,001	850,928,420	600,857	113,020,724	88.22%
		滞納繰越分	556,775,827	130,419,838	84,718,047	341,637,942	23.42%
		計	1,521,325,828	981,348,258	85,318,904	454,658,666	64.51%
2 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,095,296,794	2,743,674,235	3,505,619	348,116,940	88.64%
		滞納繰越分	1,447,736,857	341,671,613	210,645,014	895,420,230	23.60%
		計	4,543,033,651	3,085,345,848	214,150,633	1,243,537,170	67.91%
	退 職 者 等	現年課税分	2,250	2,250	0	0	100.00%
		滞納繰越分	4,731,715	1,253,051	1,116,138	2,362,526	26.48%
		計	4,733,965	1,255,301	1,116,138	2,362,526	26.52%
	計	現年課税分	3,095,299,044	2,743,676,485	3,505,619	348,116,940	88.64%
		滞納繰越分	1,452,468,572	342,924,664	211,761,152	897,782,756	23.61%
		計	4,547,767,616	3,086,601,149	215,266,771	1,245,899,696	67.87%
2 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,475,337,417	12,066,882,137	14,826,000	1,393,629,280	89.55%
		滞納繰越分	5,868,847,450	1,369,608,538	968,559,334	3,530,679,578	23.34%
		計	19,344,184,867	13,436,490,675	983,385,334	4,924,308,858	69.46%
	退 職 者 等	現年課税分	12,283	12,283	0	0	100.00%
		滞納繰越分	22,084,078	5,766,607	5,557,031	10,760,440	26.11%
		計	22,096,361	5,778,890	5,557,031	10,760,440	26.15%
	計	現年課税分	13,475,349,700	12,066,894,420	14,826,000	1,393,629,280	89.55%
		滞納繰越分	5,890,931,528	1,375,375,145	974,116,365	3,541,440,018	23.35%
		計	19,366,281,228	13,442,269,565	988,942,365	4,935,069,298	69.41%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
3 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,101,624,018	8,391,880,680	6,965,448	702,777,890	92.20%
		滞納繰越分	3,165,323,443	734,566,768	716,658,452	1,714,098,223	23.21%
		計	12,266,947,461	9,126,447,448	723,623,900	2,416,876,113	74.40%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	6,866,392	1,982,976	2,036,605	2,846,811	28.88%
		計	6,866,392	1,982,976	2,036,605	2,846,811	28.88%
	計	現年課税分	9,101,624,018	8,391,880,680	6,965,448	702,777,890	92.20%
		滞納繰越分	3,172,189,835	736,549,744	718,695,057	1,716,945,034	23.22%
		計	12,273,813,853	9,128,430,424	725,660,505	2,419,722,924	74.37%
3 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	942,595,718	846,095,704	281,191	96,218,823	89.76%
		滞納繰越分	452,180,762	106,261,444	83,418,065	262,501,253	23.50%
		計	1,394,776,480	952,357,148	83,699,256	358,720,076	68.28%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	1,642,148	467,438	506,787	667,923	28.47%
		計	1,642,148	467,438	506,787	667,923	28.47%
	計	現年課税分	942,595,718	846,095,704	281,191	96,218,823	89.76%
		滞納繰越分	453,822,910	106,728,882	83,924,852	263,169,176	23.52%
		計	1,396,418,628	952,824,586	84,206,043	359,387,999	68.23%
3 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,982,250,464	2,689,205,829	2,291,461	290,753,174	90.17%
		滞納繰越分	1,234,477,147	287,532,786	229,138,031	717,806,330	23.29%
		計	4,216,727,611	2,976,738,615	231,429,492	1,008,559,504	70.59%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	2,237,425	642,911	681,767	912,747	28.73%
		計	2,237,425	642,911	681,767	912,747	28.73%
	計	現年課税分	2,982,250,464	2,689,205,829	2,291,461	290,753,174	90.17%
		滞納繰越分	1,236,714,572	288,175,697	229,819,798	718,719,077	23.30%
		計	4,218,965,036	2,977,381,526	232,111,259	1,009,472,251	70.57%
3 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,026,470,200	11,927,182,213	9,538,100	1,089,749,887	91.56%
		滞納繰越分	4,851,981,352	1,128,360,998	1,029,214,548	2,694,405,806	23.26%
		計	17,878,451,552	13,055,543,211	1,038,752,648	3,784,155,693	73.02%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	10,745,965	3,093,325	3,225,159	4,427,481	28.79%
		計	10,745,965	3,093,325	3,225,159	4,427,481	28.79%
	計	現年課税分	13,026,470,200	11,927,182,213	9,538,100	1,089,749,887	91.56%
		滞納繰越分	4,862,727,317	1,131,454,323	1,032,439,707	2,698,833,287	23.27%
		計	17,889,197,517	13,058,636,536	1,041,977,807	3,788,583,174	73.00%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
4 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,010,538,452	8,339,373,523	12,622,842	658,542,087	92.55%
		滞納繰越分	2,399,077,589	659,041,431	668,906,637	1,071,129,521	27.47%
		計	11,409,616,041	8,998,414,954	681,529,479	1,729,671,608	78.87%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	2,809,554	1,445,686	1,316,715	47,153	51.46%
		計	2,809,554	1,445,686	1,316,715	47,153	51.46%
	計	現年課税分	9,010,538,452	8,339,373,523	12,622,842	658,542,087	92.55%
		滞納繰越分	2,401,887,143	660,487,117	670,223,352	1,071,176,674	27.50%
		計	11,412,425,595	8,999,860,640	682,846,194	1,729,718,761	78.86%
4 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	953,488,300	876,179,452	254,144	77,054,704	91.89%
		滞納繰越分	350,947,454	78,562,081	75,689,348	196,696,025	22.39%
		計	1,304,435,754	954,741,533	75,943,492	273,750,729	73.19%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	665,832	326,516	330,096	9,220	49.04%
		計	665,832	326,516	330,096	9,220	49.04%
	計	現年課税分	953,488,300	876,179,452	254,144	77,054,704	91.89%
		滞納繰越分	351,613,286	78,888,597	76,019,444	196,705,245	22.44%
		計	1,305,101,586	955,068,049	76,273,588	273,759,949	73.18%
4 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,943,012,448	2,712,117,995	4,145,514	226,748,939	92.15%
		滞納繰越分	991,235,522	215,871,413	214,397,963	560,966,146	21.78%
		計	3,934,247,970	2,927,989,408	218,543,477	787,715,085	74.42%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	920,521	462,988	423,692	33,841	50.30%
		計	920,521	462,988	423,692	33,841	50.30%
	計	現年課税分	2,943,012,448	2,712,117,995	4,145,514	226,748,939	92.15%
		滞納繰越分	992,156,043	216,334,401	214,821,655	560,999,987	21.80%
		計	3,935,168,491	2,928,452,396	218,967,169	787,748,926	74.42%
4 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	12,907,039,200	11,927,670,970	17,022,500	962,345,730	92.41%
		滞納繰越分	3,741,260,565	953,474,925	958,993,948	1,828,791,692	25.49%
		計	16,648,299,765	12,881,145,895	976,016,448	2,791,137,422	77.37%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	4,395,907	2,235,190	2,070,503	90,214	50.85%
		計	4,395,907	2,235,190	2,070,503	90,214	50.85%
	計	現年課税分	12,907,039,200	11,927,670,970	17,022,500	962,345,730	92.41%
		滞納繰越分	3,745,656,472	955,710,115	961,064,451	1,828,881,906	25.52%
		計	16,652,695,672	12,883,381,085	978,086,951	2,791,227,636	77.37%

3 平均保険税

現年度調定額に対して、平均被保険者数及び平均世帯数で除したものが次のとおりの平均保険税となっています。

(単位：円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)	
現年度調定	医療分	1人当たり	70,702	71,355	71,251	73,817	73,192
		1世帯当たり	107,926	107,379	105,739	108,017	105,592
	介護分	1人当たり	22,509	22,040	22,419	22,608	22,360
		1世帯当たり	26,663	25,974	24,928	26,399	25,957
	後期分	1人当たり	23,366	23,458	23,346	24,110	23,979
		1世帯当たり	35,669	35,300	34,647	35,280	34,593
	計	1人当たり	101,446	102,122	101,976	105,738	104,864
		1世帯当たり	154,857	153,679	151,337	154,727	151,284

4 収納率の推移

(単位：%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)
川口市	現年度分	88.60	89.55	91.56	92.41	92.00
	滞納繰越分	25.65	23.35	23.27	25.52	24.78
	計	66.49	69.41	73.00	77.37	79.64
県内市町村平均	現年度分	92.16	93.00	93.93	94.13	
	滞納繰越分	25.45	26.10	26.20	26.44	
	計	76.93	79.23	81.54	83.37	

※県内市町村平均は、埼玉県企画財政部市町村課作成の「暫定値」を使用。

5 保険税の軽減状況等

所得の少ないかたに対する保険税の減免制度等については、申請による申請減免と所得金額の多寡による法定軽減があり、次のとおりとなっています。

年 度	法定軽減（各年度10月20日現在一般及び退職）				申請減免 (年度末現在)		
	区分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)		軽減額 (円)	
30 年度	医療分	7割軽減（所得33万円以下）	21,259	29,046	19,600	22件	
			1,427				
		5割軽減 (所得33万円+ (27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,316	16,960	14,000		237,440,000
			1,354				
	2割軽減 (所得33万円+ (50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,316	16,105	5,600	90,188,000		
		1,400					
	計	41,072	62,111		896,929,600		
	介護分	7割軽減（所得33万円以下）	8,402	9,040	9,100	82,264,000	1,484,400円
		5割軽減 (所得33万円+ (27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,639	4,379	6,500	28,463,500	
		2割軽減 (所得33万円+ (50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,233	3,990	2,600	10,374,000	
		計	15,274	17,409		121,101,500	
	後期分	7割軽減（所得33万円以下）	22,686	29,046	6,300	182,989,800	
5割軽減 (所得33万円+ (27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,670	16,960	4,500	76,320,000		
2割軽減 (所得33万円+ (50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		8,716	16,105	1,800	28,989,000		
計		41,072	62,111		288,298,800		
合計		97,418	141,631		1,306,329,900		
元 年 度	医療分	7割軽減（所得33万円以下）	21,103	28,447	19,600	25件	
			1,428				
		5割軽減 (所得33万円+ (28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,190	16,404	14,000		229,656,000
			1,405				
	2割軽減 (所得33万円+ (51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,134	15,442	5,600	86,475,200		
		1,362					
	計	40,622	60,293		873,692,400		
	介護分	7割軽減（所得33万円以下）	8,280	8,874	9,100	80,753,400	1,207,700円
		5割軽減 (所得33万円+ (28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,590	4,276	6,500	27,794,000	
		2割軽減 (所得33万円+ (51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,054	3,750	2,600	9,750,000	
		計	14,924	16,900		118,297,400	
	後期分	7割軽減（所得33万円以下）	22,531	28,447	6,300	179,216,100	
5割軽減 (所得33万円+ (28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,595	16,404	4,500	73,818,000		
2割軽減 (所得33万円+ (51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		8,496	15,442	1,800	27,795,600		
計		40,622	60,293		280,829,700		
合計		96,168	137,486		1,272,819,500		

※世帯数上段は特定世帯以外、下段は特定世帯

年 度	法 定 軽 減 (各 年 度 10 月 20 日 現 在 一 般 及 び 退 職)				申請減免 (年度末現在)		
	区 分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)		軽減額 (円)	
2 年 度	医療分	7割軽減 (所得33万円以下)	20,806	27,750	19,600	543,900,000	1,766件 [災害等減免件数] 30件 [コロナ減免件数] R1年度分 164件
			1,328				
		5割軽減 (所得33万円+ (28.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,095	16,058	14,000	224,812,000	
			1,466				
	2割軽減 (所得33万円+ (52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,064	15,016	5,600	84,089,600		
		1,348					
	計	40,107	58,824		852,801,600		
	介護分	7割軽減 (所得33万円以下)	8,217	8,809	9,100	80,161,900	R2年度分 1,572件
		5割軽減 (所得33万円+ (28.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,531	4,171	6,500	27,111,500	291,747,200円
		2割軽減 (所得33万円+ (52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,055	3,765	2,600	9,789,000	[災害等減免金額] 1,594,000円
		計	14,803	16,745		117,062,400	
	後期分	7割軽減 (所得33万円以下)	22,134	27,750	6,300	174,825,000	[コロナ減免金額] R1年度分 4,286,500円
5割軽減 (所得33万円+ (28.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,561	16,058	4,500	72,261,000	R2年度分 285,866,700円	
2割軽減 (所得33万円+ (52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		8,412	15,016	1,800	27,028,800		
計		40,107	58,824		274,114,800		
合計		95,017	134,393		1,243,978,800		
3 年 度	医療分	7割軽減 所得43万円+10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	21,191	28,316	19,600	554,993,600	1,261件 [災害等減免件数] 26件
			1,290				
		5割軽減 所得43万円+28.5万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	8,253	16,329	14,000	228,606,000	
			1,431				
	2割軽減 所得43万円+52万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	6,888	14,153	5,600	79,256,800		
		1,246					
	計	40,299	58,798		862,856,400		
	介護分	7割軽減 所得43万円+10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	8,630	9,294	9,100	84,575,400	[コロナ減免件数] R3年度分 661件
		5割軽減 所得43万円+28.5万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	3,630	4,332	6,500	28,158,000	[多子減免件数] 574件
		2割軽減 所得43万円+52万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	2,902	3,532	2,600	9,183,200	
		計	15,162	17,158		121,916,600	118,734,800円
	後期分	7割軽減 所得43万円+10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	22,481	28,316	6,300	178,390,800	[災害等減免金額] 1,183,600円
5割軽減 所得43万円+28.5万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下		9,684	16,329	4,500	73,480,500	[コロナ減免金額] R3年度分 102,685,500円	
2割軽減 所得43万円+52万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下		8,134	14,153	1,800	25,475,400	[多子減免金額] 14,865,700円	
計		40,299	58,798		277,346,700		
合計		95,760	134,754		1,262,119,700		

※1 給与所得がある者 (給与収入が55万円を超える者) および公的年金等の所得がある者 (公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者)。「給与所得者等の数-1」が0未満になるときは0。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

年 度	法定軽減（各年度10月20日現在一般及び退職）				申請減免 (年度末現在)		
	区分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)		軽減額 (円)	
4 年 度	医療分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	21,274 1,251	28,292	19,600	853件	
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	7,834 1,493				15,578
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	6,426 1,221	13,174	5,600		
		計	39,499				57,044
	介護分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	9,177	9,880	9,100	89,908,000	[災害等減免件数] 25件
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	3,508	4,197	6,500	27,280,500	[コロナ減免件数] R4年度分 271件
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	2,741	3,368	2,600	8,756,800	[多子減免件数] 557件
		計	15,426	17,445	125,945,300	53,456,700円	
	後期分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	22,525	28,292	6,300	178,239,600	[災害等減免金額] 1,574,100円
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	9,327	15,578	4,500	70,101,000	[コロナ減免金額] R4年度分 36,822,700円
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	7,647	13,174	1,800	23,713,200	[多子減免金額] 15,059,900円
		計	39,499	57,044	272,053,800		
合計		94,424	131,533	1,244,388,700			

※1 給与所得がある者（給与収入が55万円を超える者）および公的年金等の所得がある者（公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者）。「給与所得者等の数-1」が0未満になるときは0。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

第8節 川口市国民健康保険運営協議会

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条に基づき、川口市長の諮問機関として設置されており、川口市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、審議や川口市長への具申を行っています。

1 委員の構成

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営を図るため、被保険者、保険医または保険薬剤師、公益それぞれの代表により各同数をもって組織されています。

- ・被保険者代表 5人
- ・保険医または保険薬剤師代表 5人
- ・公益代表 5人

2 協議会開催状況

開催年月日	審 議 内 容
令和4年7月26日	1 川口市国保の現況について
令和4年8月25日 (書面開催)	1 令和5年度川口市国民健康保険事業特別会計決算見込(案)について 2 令和5年度川口市病院事業会計決算見込(案)について 3 「川口市医療センター経営改革プラン 2021-2023」令和3年度評価結果について
令和4年11月16日	1 川口市国民健康保険税の賦課限度額について 2 傷病手当金の適用期間延長について
令和5年2月3日	1 令和5年度川口市病院事業会計予算(案)大綱について 2 令和5年度川口市国民健康保険事業特別会計予算(案)大綱について 3 川口市国民健康保険税条例の一部改正について 4 川口市国民健康保険条例の一部改正について 5 傷病手当金の適用期間延長について